



## 情報共有・分析機能の整備について（案）

2008年 4月 3日

内閣官房 情報セキュリティセンター（NISC）

## 重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画

### 4. 情報共有体制の強化 (2) 情報共有・分析機能(CEPTOAR)

#### ア 機能・役割

##### ① 政府からの情報提供窓口

内閣官房から重要インフラ所管省庁を通じて情報提供を受けた際に、CEPTOARからその関係構成員である重要インフラ事業者等に対して当該情報を速やかに提供する。

##### ② 関係機関等との情報共有

各重要インフラ分野のITの利用形態に合わせた詳細な情報など、上記①の情報を補完する情報入手について、関係機関や他分野CEPTOAR等との間で相互に合意される場合には、その合意に基づき直接情報共有を行う。

#### イ CEPTOARに求められる要件

CEPTOARは、以下の機能を最低要件として備える必要がある。

① 内閣官房が提供する情報の取扱いに関する取極め、機密保持及び外部への情報提供に関し、構成員間で合意されたルールが存在すること。

② 緊急時に各構成員及び外部との連絡が可能な窓口(POC: Point of Contact)が設定されていること。

なお、将来的には、分野内の情報集約及び情勢判断を行う能力があるコーディネータが設置されることが望ましい。  
また、分野の特性等に応じて、既存の事故情報等の情報共有体制を活用しながら効率的かつ効果的な体制を構築することにより、上記要件を付加していく方向もあり得る。

セ プ タ ー

\* CEPTOAR(情報共有・分析機能): Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response

(「セキュア・ジャパン2007」より)

■各重要インフラ分野におけるCEPTOAR整備の推進(重要インフラ所管省庁)

2007年度末までに、新規追加分野(水道、医療及び物流)においてCEPTOARが整備されるよう取組を進める。

■「CEPTOAR特性把握マップ」のフォローアップ(内閣官房)

2007年度中に、各分野におけるCEPTOARの機能・要件の検討状況及び整備状況(新規追加分野については整備状況)の把握を行う。また2007年度末を目処に、CEPTOAR特性把握マップのフォローアップを行う。

## セキュア・ジャパン2006を踏まえた取り組み

### CEPTOAR整備7分野

#### <既存7分野>

- ◆7分野で合計11のCEPTOARが整備完了。2007年4月より運用を開始。  
各CEPTOARとも、最低限の要件(「情報取扱いルール」、「緊急時に連絡可能な窓口」)は整備
- ◆このうち4分野(7CEPTOAR)では、障害事例分析、情勢判断等を初年度から整備。

#### <新規3分野>

- ◆CEPTOAR整備に関し基本的合意。2007年度中の整備を目指す。

<2007年4月：第11回情報セキュリティ政策会議報告>

## セキュア・ジャパン2007を踏まえたフォローアップ(案)

### CEPTOAR整備新規3分野(全10分野)

- ◆重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画で示している全10分野14のCEPTOARが整備完了。
- ◆昨年4月より運用開始している既存7分野に加え、新規3分野(医療、水道及び物流)は、2008年4月より運用を開始。  
各CEPTOARとも、最低限の要件(「情報取扱いルール」、「緊急時に連絡可能な窓口」)は整備。
- ◆6分野(9CEPTOAR)では、障害事例分析、情勢判断等を整備。
- ◆既存分野においては、平成19年度において、情報共有訓練及び官民連携による分野横断的演習に参加。

<2008年4月：第17回情報セキュリティ政策会議報告(案)>

# 「CEPTOAR特性把握マップ」について (案)



平成20年3月末日現在

	重要インフラ分野	情報通信		金融				航空	鉄道	電力	ガス	政府・行政サービス	医療	水道	物流																								
概要	事業の範囲	電気通信	放送	銀行等	証券	生命保険	損害保険	航空	鉄道	電力	ガス	地方公共団体	医療	水道	物流																								
	名称	T-CEPTOAR	放送における情報共有体制	金融CEPTOAR連絡協議会				航空分野におけるCEPTOAR	鉄道CEPTOAR	電力におけるIT障害に係る情報共有・分析機能	GASCEPTOAR	自治体CEPTOAR	医療CEPTOAR	水道CEPTOAR	物流CEPTOAR																								
	事務局	財団法人マルチメディア振興センター	総務省情報通信政策局地上放送課	全国銀行協会事務システム部	日本証券業協会IT管理室	社団法人生命保険協会総務部組織人事グループ	社団法人日本損害保険協会業務企画部企画安全グループ	国土交通省航空局 航空安全推進課 航空保安対策室	国土交通省鉄道局危機管理室	電気事業連合会 情報通信部	社団法人日本ガス協会 保安技術グループ	財団法人地方自治情報センター 自治体セキュリティ支援室	厚生労働省	社団法人日本水道協会 総務部庶務課	社団法人日本物流団体連合会																								
	整備状況等	平成19年3月末日に整備											平成20年3月末日に整備																										
構成員 (主な事業者等)	29社・団体 (固定系のネットワークを設置する電気通信事業者、アクセス系の電気通信事業者、ISP事業者、携帯電話事業者等)	195社・団体 (日本放送協会及び地上系一般放送事業者)	1,738社 (銀行、信用金庫、信用組合、労金、商中金、農協等)	317社 10機関 (証券会社、取引所等証券関係機関)	41社 (社団法人生命保険協会の定款に定める社員および特別会員)	28社(含むオプザバー-3社) (情報システム委員会参加会社)	2グループ 3機関 (航空運送事業者及び官庁(航空局・気象庁))	22社1団体 1機関 (鉄道事業者22社、1団体及び官庁(鉄道局))	12社2機関 (一般電気事業者、日本原電(株)、電源開発(株)、電気事業連合会、電力中央研究所)	10社 (政令指定都市8社、同等の事業者2社)	1,863団体 (都道府県及び市区町村)	1グループ 2機関 (医療機関、日本医師会(情報共有機能)、保健医療福祉情報システム工業会(情報分析機能))	1,393水道事業者 (全国の会員水道事業者)	16社6団体 (物流事業者)																									
	平成19年4月より運用開始											平成20年4月より運用開始																											
機能	緊急窓口(POC)	平成19年1月制定											平成19年3月制定			平成19年3月制定			平成19年3月制定			平成18年9月制定			平成19年3月制定			平成19年3月制定			平成20年3月制定			平成20年3月制定			平成20年3月制定		
	情報の取扱いルール	平成19年1月制定	平成19年3月制定	平成19年3月制定	平成19年3月制定	平成19年3月制定	平成19年3月制定	平成19年3月制定	平成19年3月制定	平成19年3月制定	平成18年9月制定	平成19年3月制定	平成19年3月制定	平成20年3月制定	平成20年3月制定	平成20年3月制定																							
特徴	情報と連絡手段	障害事例情報等 メール、電話、FAX	障害事例情報等 メール、電話、FAX	障害事例情報等 メール、電話	障害事例情報等 メール、電話、FAX、WEB	障害事例情報等 メール、電話	障害事例情報等 メール、電話	障害事例情報等 メール、電話	障害事例情報等 メール、電話	障害事例情報等 メール、電話	障害事例情報等 メール、電話、携帯電話、FAX、WEB、会議体	障害事例情報等 メール、電話、携帯電話、FAX	障害事例情報等 メール、電話、WEB	障害事例情報等 メール、電話、携帯電話、衛星電話、FAX	障害事例情報等 メール、電話、携帯電話、衛星電話、FAX	障害事例情報等 メール、電話																							
	その他	運営委員会のもとに、業態の違いによる4つのSGを設置し、全体として密な情報共有の実現を目指す。  Telecom-ISAC Japan及び社団法人電気通信事業者協会における情報共有等の先進的な取組が母体。  T-PoC(T-CEPTOARのPoC)及び4つのSGの代表者によって構成される運営委員会において、情勢判断等を実施。	既存の災害対応時等の連絡体制を活用する体制とした。	情報セキュリティ対策委員会及び財団法人金融情報システムセンターによる障害事例分析等を実施し、分析結果を通知する機能を有する。	各証券関連団体及び財団法人金融情報システムセンターによる障害事例分析等を実施する機能を有する。	分野内の利用システム調査を年1回実施。  社団法人生命保険協会及び財団法人金融情報システムセンターによる障害事例分析等を実施し、分析結果を通知する機能を有する。	分野内の利用システム調査を年1回実施。  社団法人日本損害保険協会及び財団法人金融情報システムセンターによる障害事例分析等を実施し、分析結果を通知する機能を有する。	航空局による障害事例分析等を実施し、分析結果を通知する機能を有する。	国土交通省鉄道局危機管理室が鉄道CEPTOARの窓口となり、現在運用されている鉄道事故等報告規則等に基づく報告を活用して情報の共有を図ることとしている。	12社2機関は、Face to Faceを含め、情報共有を行う。行動計画で対象とする12社に留まらず、分析機能をサポートすべく、電力中央研究所も体制に参画する。	分野内の利用システム調査を実施。  業界内でIT障害の判断基準となる考え方を共有できるよう、実務者による常設のWGが、未然防止策や再発防止策等の具体的な取り組み課題を適切にサポートする。	地方公共団体の情報セキュリティレベルの向上を支援するための各種事業を実施。  情報セキュリティに関する各種情報を、行政専用ネットワーク(LGWAN)を活用し、各医療機関への情報提供等を行う。	都道府県等を通じた既存の(地震等災害時の)情報連絡体制を活用する。  保健医療福祉情報システム工業会を活用して障害事例の調査・分析を行い、各医療機関への情報提供等を行う。	日本水道協会の会長都市及び7地方支部長都市の8構成員を連絡拠点とし、既存の情報連絡体制を活用して会員水道事業者との情報連絡・共有を図る。  既存の会議体を活用して障害事例の調査・分析を行い、全国の会員水道事業者への情報提供等を行う。	様々な物流関連の業態が存在する分野である。  事務局が各分野団体の窓口となり、IT障害情報については必要に応じて関係者間の情報共有を図る。																								

(注) 本マップは、各CEPTOARの自主的な整備状況を把握し、マップとして取り纏めたもの。

Ver. 2



名称	(電気通信) T-CEPTOAR
事務局	財団法人 マルチメディア振興センター
概要	<p><b>1. 概要</b> IT障害の未然防止、IT障害の拡大防止・迅速な復旧、IT障害の要因等の分析・検証による再発防止を図り、電気通信事業者のサービスの維持・復旧能力の向上に資するため、政府等から提供される情報を適切に電気通信事業者等の中で共有・分析することを目的に、電気通信分野の「情報共有・分析機能(CEPTOAR)」として、「T-CEPTOAR」を設置。</p> <p><b>2. 構成・機能</b> 【構成】 (1) T-CEPTOAR運営委員会の設置 (2) 以下に掲げるSGを設置 (ア) 固定系のネットワークインフラを設置する電気通信事業者等から構成されるSG(SG1) (イ) アクセス系の電気通信事業者等から構成されるSG(SG2) (ウ) ISP事業者等から構成されるSG(SG3) (エ) 携帯電話事業者等から構成されるSG(SG4) 【機能】 (1) 電気通信事業におけるIT障害の未然防止、IT障害の拡大防止・迅速な復旧、IT障害の要因等の分析・検証による再発防止のための構成員間の情報共有及び連携 (2) 政府、他のCEPTOAR等から提供される情報の構成員への連絡 (3) 政府、他のCEPTOAR等から提供される情報に関連する事項の構成員間の情報共有</p> <p><b>3. 特色・特徴</b> ・4つのSGを設置し、密な情報共有の実現を目指す ・これまでの活動・現行組織を基盤にした実効性のある体制</p>

名称	(放 送) 放送における情報共有体制
事務局	総務省 情報通信政策局 地上放送課
概要	<p><b>1. 概要</b> IT障害に関し、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)から提供される情報及びこれを補完する情報を適切に放送事業者へ提供し放送事業者間において共有を図るために、「放送における情報共有体制」を構築。</p> <p><b>2. 構成・機能</b> 【機能】 IT障害に関し、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）から提供される情報及びこれを補完する情報を適切に放送事業者へ提供し放送事業者間において共有を図る。 【構成員】 日本放送協会及び地上系一般放送事業者（多重単営社及びコミュニティ放送事業者を除く） 195団体 【情報伝達ルート】 総務省情報通信政策局地上放送課 →総合通信局等放送担当課 →地上系一般放送事業者 ※ 日本放送協会に対してのみ地上放送課から直接伝達 【対象となるIT障害】 (1)サイバー攻撃に起因するIT障害 (2)非意図的要因によるIT障害 (3)災害によるIT障害</p> <p><b>3. 特色・特徴</b> 【情報の取扱い】 内閣官房が決定する情報共有レベルに従い、情報共有の範囲または情報の取扱担当者の範囲が限定されている情報については当該範囲を遵守するなど留意する。 【連絡体制】 既に構築されている災害対応時等の連絡体制を参考にして、「放送における情報共有体制」を構築。</p>

名称	金融CEPTOAR連絡協議会
事務局	全国銀行協会
概要	<p><b>1. 概要</b> 金融分野のCEPTOAR（銀行等CEPTOAR、生命保険CEPTOAR、損害保険CEPTOAR、証券CEPTOAR）間の情報共有・情報交換を行う。</p> <p><b>2. 構成・機能</b> 金融CEPTOAR連絡協議会は、銀行等CEPTOAR、生命保険CEPTOAR、損害保険CEPTOAR、証券CEPTOARにより構成される。 また、必要に応じ、関係機関がオブザーバーとして参加する。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b> 各金融分野のCEPTOARの取組み情報や成功事例等について情報交換を行う。</p>

名称	(銀行等) 銀行等CEPTOAR
事務局	全国銀行協会 事務システム部
概要	<p><b>1. 概要</b> 銀行等CEPTOARは、預金取扱金融機関の各業界全体を構成員としたほか、決済システムの運営者である社団法人東京銀行協会も構成員に加えて組織している。 預金取扱金融機関は決済システム等を通じて相互に関連しており、1金融機関に発生したIT障害に起因する決済不全が他の金融機関にシステミックに拡大する可能性がある。このためIT障害情報の共有を進めるとともに、その分析を行い、対応策を検討する機能を銀行等CEPTOARに設けた。</p> <p><b>2. 構成・機能</b> 共有する情報には、各金融機関が金融庁に報告するIT障害に関する情報に加え、ITを利用した金融犯罪に関する情報を含めている。このほか、脆弱性情報、ウイルス情報、その他IT障害の未然防止、発生時の被害拡大防止・迅速な復旧および再発防止に資する情報を共有対象としている。 分析については、構成員の各業界を代表するIT担当者が構成する情報セキュリティ対策委員会で行う。同委員会には、金融業界の安全基準等である「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」の設定主体である財団法人金融情報システムセンター(FISC)にも参加してもらい、同センターの協力を得て、IT障害情報を分析し、対応策を検討する。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b> 独自の訓練・演習に関しては、金融業界内の各決済システム(全銀センター、手形交換所等)や市場(短期金融市場等)ごとにこれまでも実施してきており、今後も引き続き実施する。</p>



名称	(証券) 証券CEPTOAR
事務局	日本証券業協会 IT管理室
概要	<p><b>1. 概要</b> 証券会社、証券取引所、清算・決済機関等証券関係機関を構成員とし、証券市場全体に関わるシステム障害について、政府から提供される情報セキュリティ情報を構成員に伝達するとともに、必要に応じて関係者間の情報共有を図る。 また、本年度においては、平成19年9月より、月毎にインターネット証券取引に係るシステム障害の発生件数、原因、影響について、情報を収集し、日本証券業協会の公式WEBにて公表するとともに、同年9月より、証券各社より、報告されるシステム障害報告を発生原因や頻度の観点から分析し、日本証券業協会・最高情報責任者への報告や証券各社に対するシステム監査に活用している。今後は、証券CEPTOAR構成員と情報共有を図り、システム障害の未然防止や発生時の影響の極小化へ役立てて行く取り組みへと発展させたい。</p> <p><b>2. 構成・機能</b> 政府から提供された情報セキュリティ情報を日本証券業協会が有する会員専用WEBにて提供する。 また、広域災害発生時等における被害拡大防止・迅速な復旧及び再発防止に資する情報の場合で、情報の周知及び会員等の状況把握が必要な場合には協会WANでの情報提供に併せ、証券市場BCP対策委員会事務局を通じて、証券市場BCPWEBでの情報提供・収集を行う。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b> 本活動実施前より、決済機関においては共同演習等が実施されており、また、今後はBCPの観点から、証券市場全体を念頭においた演習等が必要であるとの認識である。(具体的実施時期は未定。)</p>

名称	(生命保険) 生命保険CEPTOAR
事務局	社団法人 生命保険協会 総務部組織人事グループ
概要	<p><b>1. 概要</b>  重要障害の未然防止、発生時の被害拡大防止、再発防止等を目的として、以下の情報を共有する。  (1) IT障害に関する情報  (2) ITを利用した金融犯罪に関する情報  (3) ソフトウェア・ハードウェアの脆弱性情報  (4) コンピュータウイルスに関する情報  (5) その他、IT障害の未然防止、発生時の被害拡大防止、迅速な復旧および再発防止に資する情報</p> <p><b>2. 構成・機能</b>  共有情報の取扱いは、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画の情報連絡・情報提供に関する実施細目」に準ずる。  分析については、金融業界の安全基準等である「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」の設定主体である財団法人金融情報システムセンター(FISC)の協力を得て、IT障害情報の分析および必要な対応策の検討を行う。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b>  既存の情報連携組織(生命保険協会情報システム委員会)を利用しており、タイムリーな情報共有が可能である。構成員を対象に年に1度利用システムの調査を実施している。また、IT全般に係る議題を全構成員で審議する機会(会議)を四半期に1度設定しており、必要に応じて訓練・演習等の議論に活用していく。</p>

名称	(損害保険) 損害保険CEPTOAR
事務局	社団法人 日本損害保険協会 業務企画部 企画・安全技術グループ
概要	<p><b>1. 概要</b>  重要障害の未然防止、発生時の被害拡大防止、迅速な復旧および再発防止等を目的として、以下の情報を共有する。  (1)IT障害に関する情報  (2)ITを利用した金融犯罪に関する情報  (3)ソフトウェア・ハードウェアの脆弱性情報  (4)コンピュータウイルスに関する情報  (5)その他、IT障害の未然防止、発生時の被害拡大防止、迅速な復旧および再発防止に資する情報  また、本年度においては、平成20年1月に「重要インフラの情報セキュリティにかかる検討と損保業界の対応」について情報システム委員会委員および情報システム部会委員を対象とした、説明会を2回開催。</p> <p><b>2. 構成・機能</b>  内閣官房等から提供された情報の取扱いは、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」の情報連絡・情報提供に関する実施細目に定められた情報共有レベルに従う。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b>  既存の情報連携組織(損害保険協会情報システム委員会および情報システム部会)を活用しており、タイムリーな情報共有が可能である。  IT全般に係る議題を全構成員で審議する機会(会議)を四半期に1度設定しており、必要に応じて活用していく予定。  構成員を対象に年に1回、任意参加で利用システム等に関する調査を実施している。</p>

名称	航空分野におけるCEPTOAR
事務局	国土交通省 航空局 航空安全推進課 航空保安対策室
概要	<p><b>1. 概要</b>  重要インフラを担う航空運送事業者及び官庁（航空局・気象庁）が所有する重要システムにおけるサイバーテロ・障害情報などのうち、共通する課題がある情報等をCEPTOARで収集・分析し分野内の関係者間で共有する事でIT障害を未然に防止し、障害発生時においても迅速な復旧を可能とする。また、本年度においては、国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課情報危機管理室が開催した「重要インフラ情報セキュリティ対策に係る机上演習」に参加し、CEPTOARを中心とした官民の情報共有体制について確認・検証を行った。</p> <p><b>2. 構成・機能</b>  ・航空分野内で共通的な対策が必要となる情報について共有を計る。  ・情報の取扱いは構成員内のみとする。  ・収集された情報を基に必要に応じ分析を行い、その結果を構成員に提供する事により、IT障害の未然防止に役立てる。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b>  航空分野のCEPTOAR構成員は、航空運送事業者（航空会社）及び官庁（航空管制等）からなる。</p>

名称	鉄道CEPTOAR
事務局	国土交通省 鉄道局危機管理室
概要	<p><b>1. 概要</b> IT障害の未然防止や発生時の適切な対応等に資するため、政府等から提供されるIT障害情報及び鉄道CEPTOAR構成員が保有する重要インフラのIT障害情報の共有等に取り組むこととしている。</p> <p><b>2. 構成・機能</b> 行動計画が対象とする鉄道事業者（JR、大手民鉄）22社及び国土交通省鉄道局、日本民営鉄道協会にて情報共有・分析機能を構成している。 重要インフラ所管省庁より鉄道分野以外の重要インフラに係るIT障害の情報を取得した場合、当該情報が鉄道分野においても有益と認められるときは、構成員に当該情報を提供することとしている。 また、構成員の鉄道事業者から報告されたIT障害の情報についても、必要に応じて他の構成員に情報提供するとともに、重要インフラ所管省庁に報告することとしている。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b> 国土交通省鉄道局危機管理室が鉄道CEPTOARの窓口となり、現在運用されている鉄道事故等報告規則等に基づく報告を活用して情報の共有を図ることとしている。</p>



名称	電力におけるIT障害に係る情報共有・分析機能
事務局	電気事業連合会 情報通信部
概要	<p><b>1. 概要</b> IT障害の未然防止やIT障害発生時の適切な対応等に資することを目的とし、IT障害に係る所管省庁への円滑な情報連絡や電力内における情報共有等に取り組むこととしている。また、本年度においては、障害事例情報はなかったが、安全基準等の見直しや政府の動向等各種検討・情報共有を図った。</p> <p><b>2. 構成・機能</b> 行動計画が対象とする電力12社に加え、電気事業連合会、電力中央研究所を含めた12社2機関にて、電力における情報共有・分析機能を構成している。 IT障害に係る所管省庁への円滑な情報連絡や電力内における情報共有等を機能とし、電話、FAX、E-MAIL、電子掲示板、場合によってはFace to Faceにて情報共有等を行うこととしている。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b> 電力においては、情報共有・分析機能を整備するにあたり、各主体（12社2機関）の役割、情報の取扱いなどを明確化すべく「電力におけるIT障害に係る情報連絡・共有ガイドライン」を定めた。 各主体は、本ガイドラインを参考として、既に有する仕組みを効率的に活用しながら、情報共有・分析機能を具現化した。 行動計画が対象とする12社に留まらず、分析機能をサポートすべく、電力中央研究所も体制に参画している。</p>

名称	GAS CEPTOAR
事務局	社団法人 日本ガス協会 保安技術グループ
概要	<p><b>1. 概要</b>  ガス事業者が製造・供給に係る制御系システムのIT障害における未然防止、拡大防止を含む早期復旧、再発防止に適切に取り組めることを目的に、IT障害に係る所管省庁への円滑な情報連絡への支援を行う等、ガス分野内における情報共有のハブとして機能するよう取り組んでいく。</p> <p><b>2. 構成・機能</b>  <b>【構成員】</b>  行動計画が対象とする主要なガス事業者として、政令指定都市における最大手ガス事業者及びこれらの事業者と同等の需要家数を有するガス事業者をガスCEPTOARの構成員とする。  <b>【機能】</b>  ガス分野におけるIT障害の未然防止、拡大防止を含む早期復旧、再発防止のため、構成員間で情報共有を行う。  また、一ガス事業者内で発生したIT障害が、ガス分野内の他事業者に影響が有り得るか、事業者からの要請に対応し一元的に分析する。さらに、そのIT障害の影響が他分野にも波及する可能性が有るか、内閣官房から得られた他分野のIT障害がガス分野内に影響が有り得るかを検討する。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b>  ガス分野においては事業者毎に事業規模・形態が異なり、対象となる製造・供給の制御系システムも様々となるため、各事業者の自主判断を尊重しつつ、業界内でIT障害の判断基準となる考え方を共有できるよう、「障害事例」の情報共有に力を入れて取り組んでいく。  情報共有方法については既存の連絡体制等を有効に活用するとともに、実務者による常設のWGが、未然防止策や再発防止策等の具体的な取り組み課題を適切にサポートすることとしている。</p>

名称	自治体CEPTOAR
事務局	財団法人 地方自治情報センター 自治体セキュリティ支援室
概要	<p><b>1. 概要</b> 地方公共団体間で利用する行政専用ネットワーク(LGWAN)を活用し、地方公共団体の情報セキュリティ対策の実施に必要な情報やツール等を地方公共団体で共有することで、適切な予防及び復旧に役立てる。</p> <p><b>2. 構成・機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事務局を(財)地方自治情報センター内に設置</li><li>・内閣官房情報セキュリティセンターから提供される情報を、LGWANメールにより地方公共団体へ提供</li></ul> <p><b>3. 特色・特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上記の機能に加えて、地方公共団体の情報セキュリティレベルの向上を支援するための事業を実施するとともに、LGWANを活用して、情報セキュリティに関する各種情報をメール及びポータルサイトにより提供する。</li></ul>

名称	医療CEPTOAR
事務局	厚生労働省
概要	<p><b>1. 概要</b> IT障害の未然防止、IT障害の拡大防止・迅速な復旧、IT障害の要因等の分析・検証による再発防止を図り、医療事業者のサービスの維持・復旧能力の向上に資するため、政府等から提供される情報を適切に医療事業者等の間で共有・分析することを目的に、医療分野の「情報共有・分析機能(CEPTOAR)」として、「医療CEPTOAR」を設置。</p> <p><b>2. 構成・機能</b> 【構成】 (1)日本医師会(情報共有機能) (2)オブザーバー(情報分析機能)として保健医療福祉情報システム工業会 【機能】 (1)医療事業におけるIT障害の未然防止、IT障害の拡大防止・迅速な復旧、IT障害の要因等の分析・検証による再発防止のための情報共有及び連携 (2)政府、他のCEPTOAR等から提供される情報の構成員への連絡 (3)政府、他のCEPTOAR等から提供される情報に関連する事項の情報共有 ※情報連絡体制等については現状の枠組みをもとに引き続き改善に向けて調整していく。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b> ・これまでの活動・現行組織を基盤にした実効性のある体制 ・医療分野の特性として、医療提供体制の構築・維持は都道府県との情報共有体制が不可欠であることから、他の分野ではみられない都道府県との連携が必要。</p>

名称	水道CEPTOAR
事務局	社団法人 日本水道協会 総務部庶務課
概要	<p><b>1. 概要</b> 水道分野におけるIT障害の未然防止、発生時の被害拡大防止、迅速な復旧及び再発防止を目的として、水道水の供給に重大な障害をもたらす、またはその可能性のある障害に関する情報について水道事業者との共有を図るとともに、障害事例の調査・分析を行い、将来的な対応の改善等に取り組む。</p> <p><b>2. 構成・機能</b> 日本水道協会の会長都市である東京都水道局及び7地方支部都市の8構成員を連絡拠点とし、地震等の災害時と同様、地方支部組織を通じた既存の情報連絡体制を活用して、会員水道事業者（1,393事業者）との情報連絡及び共有を図る。 また、既存の会議体により障害事例の調査・分析を行うとともに、水道事業者との情報共有を図る。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b> ・水道CEPTOARにおいて取り扱うIT障害情報は、「水道CEPTOARにおけるIT障害情報の取扱いに関するガイドライン」において、「水道水の供給に重大な障害をもたらす、またはその可能性のある、水道施設の監視・制御システム、水道水の監視システム等の障害に関する情報」と定義している。 ・阪神淡路大震災を契機に構築された既存の情報連絡体制の活用により、IT障害情報の共有化を図る。</p>



名称	物流CEPTOAR
事務局	社団法人日本物流団体連合会
概要	<p><b>1. 概要</b> 物流分野における大手物流事業者の運用する重要システムに係るIT障害の未然防止、障害発生時の被害拡大防止・迅速な復旧及び再発防止に資するための情報共有・分析機能</p> <p><b>2. 構成・機能</b> ・物流CEPTOARの構成員は大手物流事業者及び関係団体からなる。 ・構成員から報告されたIT障害情報について、必要に応じて関係者間で共有を図る。 ・政府から提供されるIT障害情報について、「行動計画」における情報共有レベルに準じ、構成員に情報提供を行う。</p> <p><b>3. 特色・特徴</b> 様々な物流関連の業態が存在する分野である。 事務局が各分野団体の窓口となり、IT障害情報については必要に応じて関係者間の情報共有を図る。</p>